

## 令和4年1月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時  
令和4年1月25日（火）午前9時30分から10時12分まで
- 2 開催場所  
市役所 3階 全員協議会室
- 3 教育長及び委員  
教育長 山口 賢人  
委員（教育長職務代理者） 重田 恵美子  
委員 菅原 順子  
委員 渡辺 正美  
委員 福田 雅宏
- 4 説明のために出席した職員等  
教育部長 谷亀 博久  
参事（兼）歴史文化担当課長 立花 実  
教育総務課長 熊澤 信一  
参事（兼）学校教育課長 守屋 康弘  
教育指導課長 今井 仁吾  
参事（兼）社会教育課長 山内 温子  
図書館・子ども科学館長 杉山 麻里  
教育センター所長 須永 尚世
- 5 会議書記  
教育総務課主幹（兼）総務係長 吉田 千恵子
- 6 傍聴人  
0人
- 7 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認  
日程第2 教育長報告  
日程第3 議案第1号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について  
日程第4 議案第2号 伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について  
日程第5 議案第3号 伊勢原市文化財保護条例の一部を改正する条例

- (案) の市長への意見の申し出について
- 日程第6 議案第4号 令和4年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する  
体育(実技)の教材の承認について

【非公開：議案第5号・第6号・第7号】

- 日程第7 議案第5号 令和3年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定  
について
- 日程第8 議案第6号 令和3年度末校長及び教頭の退職に係る内申につ  
いて
- 日程第9 議案第7号 令和4年度校長及び教頭の人事異動に係る内申につ  
いて

----- ○ -----  
午前9時30分 開会

○教育長【山口賢人】 それでは、定刻となりました。ただいまから教育委員会会議を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本日審議いたします日程第7から日程第9までにつきましては、審議内容に個人情報や人事案件を含みます。

よって日程第7から日程第9までの3件につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき、非公開にしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって日程第7から日程第9につきましては非公開とさせていただきます。

それでは、教育総務課長より資料の確認をお願いいたします。

○教育総務課長【熊澤信一】 (資料確認)

○教育長【山口賢人】 皆さん、よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

----- ○ -----  
日程第1 前回議事録の承認

○教育長【山口賢人】 それでは、日程第1「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----  
日程第2 教育長報告

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第2「教育長報告」になります。本日は2件です。1つ目の新型コロナウイルス感染症関連については教育部長から、2つ目の公民館まつり関係につきましては社会教育課長から報告をさせていただきます。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症の関係でございます。

第6波と言われております感染力が非常に強いオミクロン株の感染が急拡大し、御案内のとおり1月21日から2月13日まで神奈川県内全域がまん延防止等重点措置の対象区域となりました。

学校におきましても感染者が増えております。第5波と言われておりました夏  
のとき、8月1日から9月15日までの1か月半で児童生徒の感染者は35名お  
りました。この1月に入りまして、昨日1月24日までに既にそれを上回る約4  
0名の児童生徒の感染が確認されてございます。

こうした中で、学校休業または学年閉鎖等を行った学校については、小学校が  
5校、中学校が3校になっております。本日現在は、小学校2校において1つの  
学年の学年閉鎖が継続して行われている状況でございます。

この時期、高校受験を控えております中学3年生については、受験を意識して  
十分に感染対策を講じているため、また、部活動や日常の活動も控えていると想  
定されることから、陽性者は今のところ1名ということになってございます。

それから、感染症が流行し出して以降、幸いなことに陽性者となった児童生徒  
のうち、症状が重いですとか入院したというような情報は届いておりません。

学校活動については、今まで以上に感染防止措置を意識して行っております。  
中学校の部活動については、平日の放課後のみとしております。

また、社会教育施設については、まん延防止等重点措置の対象区域となったこ  
とから、公共施設全て、午後8時以降の一般利用を休止としている状況ござい  
ます。

私からは以上です。

○参事（兼）社会教育課長【山内温子】 それでは、資料1を御覧ください。  
伊勢原市立公民館まつりについて御説明させていただきます。

開催目的は、公民館で活動されている方たちの日頃の活動成果を発表して、地  
域文化の振興を図ること等としています。

開催内容は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、展示方式で実施を  
いたします。飲食を伴う模擬店や、演者、スタッフや観覧者が密集する可能性の  
ある発表会は中止といたします。

実施日は、表に書いてあるとおりです。通常ですと前半組、後半組と分けて開  
催しますが、今年度は展示会形式になりますので、中央公民館と大田公民館が少  
し長めに展示をさせていただくように配慮して、密を少しでも避けるようにして  
おります。

公民館名のところに星印がついている4館につきましては、発表団体等の活動  
風景を写真に撮ったものを展示するという方法で開催を予定しております。あ  
と、まん延等防止重点措置が適用されたことによって、中央公民館の次に展示の  
多い伊勢原南公民館が一部展示方法を変更いたしまして、会場を集会室等から1  
階ロビーに展示する方法に変更し、日程を搬入搬出も含みますが、2月10日か  
ら3月8日の間で参加団体を4グループに分けて展示する形式といたしました。

開会式なども行いませんが、御都合がつけば御覧いただければと思います。

説明は以上になります。

○教育長【山口賢人】 報告が終わりました。ただ今の説明について御意見や  
御質問などがございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、次に進みたいと思います。

- ○ -----
- 日程第3 議案第1号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について
- 日程第4 議案第2号 伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について

○教育長【山口賢人】 日程第3、議案第1号「伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について」と、日程第4、議案第2号「伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について」は関連する議案です。事務局から一括して説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、議案書1ページをお開きください。議案第1号及び第2号につきましては、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号、これは議会の議決を経るべき事項についての市長に対する意見の申出の規定により提案するものでございます。

市史編さん事業につきましては、これまで本編12巻、ダイジェスト版1巻を刊行し、計画した書籍の発行が終了いたしました。これに伴いまして伊勢原市史編さん委員会を廃止することから、当該条例を改正するものでございます。

まず、伊勢原市附属機関に関する条例となります。3ページをお開きください。こちらは新旧対照表になりますけれども、こちらの別表から市史編さんに関する事項について審議調査等を行う伊勢原市史編さん委員会に関する規定を削除いたします。

続いて、7ページをお開きください。次に、伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の第1条につきましても市史編さん委員会委員を削除いたします。併せて、令和4年度に設置予定の学校運営協議会の委員を非常勤特別職職員に位置づけることから、学校運営協議会委員を追加いたします。

8ページになります。委員の報酬額を定める別表がございますが、こちらも市史編さん委員会委員を削除し、学校運営協議会委員を追加するものでございます。

両条例につきましては、市議会3月定例会に上程され、施行日は令和4年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 ただいまの提案説明について、御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。

では、ないようですので、1件ずつ採決に入りたいと思います。

まず、日程第3、議案第1号「伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正す

る条例（案）の市長への意見の申し出について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、日程第4、議案第2号「伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第3号 伊勢原市文化財保護条例の一部を改正する  
条例（案）の市長への意見の申し出について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第5、議案第3号「伊勢原市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について」、提案説明をお願いいたします。

○教育部長【谷亀博久】 議案書9ページになります。議案第3号、伊勢原市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について、説明いたします。伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

令和3年4月に文化財保護法が一部改正されました。その趣旨は、社会変化に対応した文化財保護制度の整備により、文化財の裾野を広げて保存活用を図ることとされております。

その中で、本市に関わることとして、地方公共団体による文化財の登録制度が新設をされました。文化財には指定制度と登録制度がございますが、指定制度は既に法に位置づけられています。これまで登録制度は地方自治体の条例によりそれぞれ独自の運用を行ってまいりました。ここで法に位置づけられたことから、伊勢原市文化財保護条例においても登録文化財に関する規定について整合を図る必要が生じました。

変更のポイントは大きく2つございます。1つ目は、市の登録文化財が法の規定に基づくことを定めること、2つ目は、地方自治体の登録文化財の要件が定められたため、市の登録文化財にも適用することでございます。

11ページの新旧対照表をお開きください。第1条の目的に示されております法的根拠について、指定制度、182条第2項に加え、新たに定められた登録制度の同3項を規定いたします。

第10条では、法改正に位置づけられた市の登録文化財の要件が、国の指定・登録文化財、県・市の指定文化財以外の文化財と定められたため、改定するものでございます。

第11条の第4項では、同様の理由により市登録文化財が国の指定、登録を受けた場合、また、県・市の指定を受けた場合には、市の登録は解除されるものとしております。

なお、本条例につきましても、市議会3月定例会に上程され、令和4年4月1日の施行を予定してございます。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 ただいま、提案説明が終わりましたが、これについて、御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、ないようですので、採決に入らせていただきます。

日程第5、議案第3号「伊勢原市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）の市長への意見の申し出について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第6 議案第4号 令和4年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材の承認について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第6、議案第4号「令和4年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材の承認について」、事務局から提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、議案第4号です。13ページをお開きください。伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第10条に基づき、令和4年度伊勢原市立小中学校において使用する体育の教材について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により、提案いたします。

令和4年度に市内小中学校で使用する教科用図書については、既に令和3年7月の教育委員会定例会において採択されましたが、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書、いわゆる準教科書について、承認を求めるとでございます。

本市では、小中学校で、それぞれ研究会を組織して、教材を検討しています。その結果、14ページに記載のある教材について、小中学校長から使用申請がございました。

小学校では、教材名が『体育の学習』、発行所が株式会社光文書院。主な申請

理由としては、手本となる運動の様子が写真で示されており、児童にとって分かりやすいなどが挙げられています。

中学校では、教材名が『中学体育実技』、発行所は株式会社学研教育みらい。主な申請理由といたしましては、図解が見やすく、ルール説明や解説などが分かりやすいことが挙げられています。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 ただいまの提案説明について、御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。

私から事務局に質問していいですか。この提案をされている小中学校の教材ですが、これまで使用していたものと変わっているのか継続なのか、その辺りを教えてください。

○教育指導課長【今井仁吾】 今回申請されたものにつきましては、今年度も使用しているものと、同様の発行所となっています。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

日程第6、議案第4号「令和4年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材の承認について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

では、ここで冒頭決定したとおり、日程第7から日程第9まで非公開となりますので、よろしく申し上げます。

----- ○ -----

日程第7 議案第5号 令和3年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について

□原案のとおり可決

----- ○ -----

日程第8 議案第6号 令和3年度末校長及び教頭の退職に係る内申について

□原案のとおり承認

----- ○ -----

日程第9 議案第7号 令和3年度校長及び教頭の人事異動に係る内  
申について

□原案のとおり承認

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 それでは、「その他」でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【熊澤信一】 次回の定例会につきましては、2月22日火曜日、午前9時30分から、第2委員会室におきまして開催をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前10時12分 閉会